

産業建設常任委員会

平成30年12月18日(火)

産 業 建 設 常 任 委 員 会

定例会名 平成30年第4回定例会
招集日時 平成30年12月18日(火) 午前10時00分
招集場所 第3会議室

出席委員 7名
委 員 長 市 川 圭 一
副 委 員 長 利根川 英 雄
委 員 黒 木 のぶ子
" 秋 山 泉
" 池 辺 己実夫
" 長 田 麻 美
" 甲 斐 徳之助

欠席委員 なし

出席説明員
市 長 根 本 洋 治
副 市 長 滝 本 昌 司
環境経済部長 藤 田 聡
建設部長 八 島 敏
環境経済部次長 梶 由紀夫
環境政策課長 横 瀬 幸 子
廃棄物対策課長 栗 山 裕 一
農業政策課長 神 戸 千 夏
商工観光課長 大 里 明 子
建設部次長 根 本 忠
建設部次長 長谷川 啓 一
建設部次長兼都市計画課長 山 岡 孝
空家対策課長 柴 田 賢 治
建築住宅課長 榎 本 友 好
道路整備課長 藤 木 光 二
下水道課長 野 島 正 弘
農業委員会事務局長 結 速 武 史

議会事務局出席者

書 記 荒 木 浩 司
書 記 飯 田 晴 男

平成30年第4回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 産業建設常任委員会

- | | |
|--------|---|
| 議案第64号 | 牛久市企業誘致事業等推進基金条例の一部を改正する条例について |
| 議案第66号 | 牛久市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例 について |
| 議案第68号 | 平成30年度牛久市一般会計補正予算（第2号） 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ |
| 議案第70号 | 平成30年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |

午前10時00分開会

○市川委員長 おはようございます。

定刻前ですが、ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

本日、説明員として出席した者は、市長、副市長、建設部長、環境経済部次長、環境政策課長、廃棄物対策課長、農業政策課長、商工観光課長、建設部次長として根本次長、長谷川次長、建設部次長兼都市計画課長、空家対策課長、建築住宅課長、道路整備課長、下水道課長、農業委員会事務局長であります。

書記として荒木君、飯田君が出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第64号 牛久市企業誘致事業等推進基金条例の一部を改正する条例について

議案第66号 牛久市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について

議案第68号 平成30年度牛久市一般会計補正予算（第2号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第70号 平成30年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

以上4件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第64号牛久市企業誘致事業等推進基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第64号について、提案者の説明を求めます。商工観光課長。

○大里商工観光課長 おはようございます。商工観光課、大里です。よろしく願いいたします。

議案第64号牛久市企業誘致事業等推進基金条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

平成14年度に導入されました企業誘致奨励金につきましては、市内における企業の立地を促進するため、工場などを新設または増設する企業に対し、3年間、固定資産税及び都市計画税相当額を奨励金として交付する制度でございまして、昨年の9月議会におきまして、当該制度の根拠法令である牛久市企業誘致条例の有効期限を平成34年9月30日まで延長したところでございます。この企業誘致奨励金の交付額が平成31年度から3年間にわたり各年度約4億円に増大すると見込まれることに伴いまして、その財源を計画的に確保するため、牛久市企業誘致事業等推進基金の活用が可能となるよう改正するものでございます。

なお、今回の改正におきまして、企業誘致奨励金の制度内容の変更はございません。

この改正により、前年度に各企業に納付していただいた固定資産税、都市計画税のうち、翌年度の交付予定相当額を基金に積み立て、そして翌年度に奨励金として交付をすることとなります。平成31年度に交付する奨励金の積み立てにつきましては、今議会に上程いたしました補正予算

におきまして6社、件数としては7件に対する交付額3億8,887万円を計上いたしております。この金額は、平成27年度から平成29年度にかけて工場の新設及び倉庫の新設や増設などを行った企業に対して、平成31年度に交付する予定の金額となっております。以上でございます。

○市川委員長 これより議案第64号に対する質疑及び意見を行います。

質疑及び意見のある方は御発言願います。長田委員。

○長田委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

今議案に関しまして、新設ではなく、今もう既にある企業の増設などというふうにお伺いしているんですけれども、もし企業名等お示しいただきましたらよろしくお願いいたします。

○市川委員長 商工観光課長。

○大里商工観光課長 お答えいたします。

今回、31年度奨励金として該当する企業でございますけれども、6社、7件ということで、まず株式会社太田胃散、こちらにつきましては工場の増設とはなっているんですが、古い工場を壊して新しく新築をしたということで、こちらの交付3年目となります。続きまして、桂工業団地でございますゼリア新薬工業株式会社、こちらは第1期の倉庫等の増設、こちらが3年目の交付となります。また、同じくゼリア新薬工業株式会社で、こちらは第2期の倉庫等の増設、こちらにつきましては2年目の交付となります。続きまして、同じく桂工業団地でございます日本アトマイズ加工株式会社、こちらは倉庫の増設で、こちら2年目となります。続きまして、奥原工業団地でございます株式会社ホギメディカル、こちらはオーダーメイド方式によって新しく新キット工場というのを新設したんですけれども、こちら1年目の交付となります。続きまして、桂工業団地でございます株式会社あじかん、こちらは工場を新設ということで、1年目の交付となります。最後に、株式会社樋口物流サービス、こちらは新しく物流センターを新設してございまして、こちらは1年目の交付となります。以上でございます。

○市川委員長 ほかにございますか。黒木委員。

○黒木委員 おはようございます。

この企業誘致事業で、御説明があったとおり、現状なんですけれども、今後のやはり展開ですね、どのようにしようとしているのかということをお聞きしたいと思います。

○市川委員長 商工観光課長。

○大里商工観光課長 今後のどのようにということ、お答えをしたいと思います。

まず、現在なんですけれども、オーダーメイド方式の誘致ということで努めているところなんですけど、しかしながら、オーダーメイド方式の誘致は、既に工業団地を造成した部分に対して誘致するというものではないので、進出するまでに時間がかかるというデメリットがありまして、なかなか新規企業の誘致にはつながっていないという状況になってございます。企業誘致の研修会などでいろんな講師の先生方からお話をお伺いしますと、企業の進出先、企業が進出先を決めるときは、その取引先の近くだったりとかということで、関係を強化するというところでその近くに進出をしたりとかいうことで、全く関係がないところというよりはそういう関連のあるところ

に進出をしたりとか、または、自社の事業所の集約とか統合による効率化というのも今すごく進められているということで、新しく呼び込むというよりは既に進出している企業に対して手厚く徹底したフォローアップが重要なんだということを先生方がお話しになります。

進出企業との良好な関係を構築するというところで、例えば事業所が集約とか統合をしようとする計画があった場合に、例えば牛久と守谷に工場があったときに、じゃあどっちに集約をするのかというふうになったときに牛久市を選んでもらえるように、その企業との関係性を良好に保つことが重要なのかなというふうには考えてございます。それには、先ほども申しましたフォローアップが重要だということなんですけど、じゃあフォローアップということで何をするのかということになってまいるのですけれども、例えば今現在行っているのが、県とも協力をして各企業に直接訪問いたしまして、事業の概要ですとか従業員の現状、現在の業況、あとは圏央道の整備後の状況の変化ですとか今後の設備投資の予定などに加えて、市への要望などを聞き取りをしております。そして、その企業からの要望に対しましては、随時対応をさせていただいております。窓口の対応はもとより直接事業所のほうに出向いて対応するというのもございます。さらには、進出企業が主催するイベントなどにも積極的に参加をすることで、業務から離れた交流を持つ努力もしているところでございます。

今後につきましては、直接企業さんにダイレクトメールを送ったりしてとかという直接的な働きかけではないんですけれども、東京で行うような大規模な展示会でPRをさせていただくとか、あとは先ほど申し上げましたように進出企業に対してのフォローアップを深めることで、牛久市に進出してよかったというふうに思っただけのことが、より牛久にとどまっただく、または新たな企業を呼び込むということにつながっていくのかなと考えております。以上でございます。

○市川委員長 黒木委員。

○黒木委員 今、課長のほうからいろいろ詳細について説明があったんですけども、本当に各自治体は企業誘致、企業誘致としてのぎを削っているわけですから、おっしゃるとおり、自治体のやっぱり特性というか、誘致していただくためには、いろいろ企業が望むことをしっかりと計画しながら、そうすると、企業が望む状況を把握しながらやっていかないと全く企業というのは来てくれないということで。今、聞きましたら、現状は会社の倉庫というような形が多いんで、新設の企業というのはなかなか進出してくださらないと思うんですけども。今後の展開ということで、いろんなものに参加しながら人間関係を構築するということなんで、牛久の状況を宣伝しながら今後やっぱり1社でも多くということになるかと思うわけですけどもね。そういう戦略的なものは、先ほどの中ではちょっとどういうふうにしていくのかなというふうになんか感じたんですけども、もしあればその辺についてお聞かせください。

○市川委員長 商工観光課長。

○大里商工観光課長 お答えいたします。

牛久市内に2つある工業団地につきましては、あいているスペースがございません。奥原工業団地に1区画、ホギメディカルが所有している土地があいてはいました。これまでは、ホギメデ

ィカルのほうで売却の意向がございましたので、そちらに対して誘致を県と協力して進めていたわけなんです、ホギメディカルさんのほうで自社工場を建設する計画があるということで情報を得ているところがございます。ですので、工業団地内には誘致をするスペースというのがございませんので、牛久市といたしましては、オーダーメイド方式による誘致という形にはなってはきますが、なかなかちょっと先ほども申し上げましたようにデメリットがあるので、そこがちょっと難しいところかなとは感じております。以上でございます。

○市川委員長 ほかにありますか。副委員長。

○利根川副委員長 それでは、ちょっと数点お尋ねいたします。

大体この条例ができて15年ちょっと過ぎたと思うんですが、これまでのメリットというのはどのように受けとめているのか。これから、今回の条例ですと、約3年間で10億円を超えるわけですね。それで、いずれの工場にしても本社機能を持っているかどうか。業績が上がったとしても本社機能がない場合については税収の増というのはちょっと見込めないと思うんですが、その点についてちょっとお尋ねします。

○市川委員長 商工観光課長。

○大里商工観光課長 お答えをさせていただきます。

そうですね、この基金条例ができて15年ということにはなりますが、こちら、基金条例できたのが平成20年の3月に基金条例制定ということなので、10年ぐらいになりますでしょうか。

今、委員さんがおっしゃったのは、どういったメリットがあったかということかと思えます。最近では、景気の低迷によりまして、企業の設備投資のほうで鈍化している状態かと思えます。しかしながら、牛久市では、ここ5年の数字なんです、新規企業及び既存企業を合わせまして延べ9社が400億円を超える設備投資を行っているところがございます。これに伴いまして、税収も当然上がってきてございます。2つの工業団地に進出している企業についてのみの税額にはなりますけれども、平成30年度の法人市民税はちょっと額がまだ確定しておりませんので固定資産税及び都市計画税のみで5年前の平成25年度と比較させていただきますと、平成25年度が固定資産税、都市計画税のみで、工業団地2つですね、約6億1,000万円に對しまして、平成30年度は約9億3,000万円の税収となっております。5年間で2つの工業団地のみで、固定資産税、都市計画税だけで約3億2,000万円税収が上がったということでございます。こういったメリットがあるということで、以上でございます。（「あと本社機能があるか」「そのままでいいよ」の声あり）

本社機能につきましては、日本メクトロンが本社機能を移転して以来は本社の誘致というのはなかなかできていない状況ではございますけれども、先ほども申し上げましたように、進出企業さん、かなり設備投資のほうしてくださっておりますので、税収のほうで貢献してくれていると思います。以上でございます。

○市川委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○市川委員長 以上で議案第64号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第66号牛久市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第66号について、提案者の説明を求めます。農業政策課長。

○神戸農業政策課長 おはようございます。農業政策課、神戸です。よろしく願いいたします。

それでは、議案第66号牛久市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。

本条例は、市営土地改良事業に要する経費について、賦課及び徴収に関する事項を定めた条例です。本件につきましては、土地改良法の改正に伴い、第1条、第3条中の引用条項を改めるとともに、第1条、第3条、第6条中の土地改良法の略称について整理を行い、同法から法へと改めるものです。

なお、この条例に規定されている制度の内容につきましてはの変更はございません。

施行日につきましては、引用条項の部分につきましては、平成31年4月1日からの施行となり、土地改良法の略称の部分につきましては、公布日からの施行となります。説明は以上となります。

○市川委員長 これより議案第66号に対する質疑及び意見を行います。

質疑及び意見のある方は御発言願います。黒木委員。

○黒木委員 もうこの施行法ができたのは昭和22年という随分昔の状況なんですけれども、牛久市のこの改良事業の現状はどういうふうになっているのかということで、ちょっとお伺いしたいんですが。

○市川委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 今の土地改良の現状ということなんですけれども、この条例を使ってやったのは昭和55年に実際1回やっておりまして、今後もゼロではないということで今回も条例の改正ということをしています。

それで、今の現状ということなんですけれども、牛久の中には大きく分けて東部地域とあとは稲荷川のほうの土地改良とありまして、実際に各土地改良区、牛久土地改良区と15カ町村の土地改良区とございまして、定期的に、もう年数もたっていますので、補修であったりとかパイプラインの引き直しであったりとかそういった事業というのを計画的に実行しているところでございます。今、市のところで、市営の土地改良事業ということでは、今の段階では計画はしておりません。以上となります。

○市川委員長 黒木委員。

○黒木委員 ただいま御答弁ありましたように、稲荷川のそばのあそこの田んぼですか、あそこの何人かがなんか持っている、現状、つくば、昔、荃崎の方なんですけれども、もう高齢になっちゃってもう耕作できない。そのまま誰かに耕作をお願いするというふうなことを言っているんですけども、なかなか次の耕作をしてくれる人が見つからないというような状況の中で、今後、そういう例えば農地の集約みたいなものときには土地改良というのが機能してくるとか、ちょっ

とその辺がこの法律で、改良事業の法律がどのように適用されてくるのかちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○市川委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 ただいまの質問にお答えいたします。

厳密には、実際、耕作ができていない、今後もなかなか難しいということで、今、機能しているものとしては、中間管理事業。毎年動いているもので、こちらのほうで農地の集積のほうはしております。これと土地改良とは厳密にいうとちょっと違うので、土地改良の場合だと田んぼに係る水の賦課金であったりとかそういったものの整備、給水、排水ですか、の整備とかそういったものの事業を行っておりますので、こちらのほうを整備して、その耕作地を集積していくというよりは、土地改良は土地改良としてきちんと田んぼとして機能させると。そうすることで、今後、自分ができなくなって担い手の方に集約していくといったときに、整備ができていない農地ではないと担い手の方も受けていけないということがございますので、双方、力を合わせてというか連携してやっていくような事業になるとは考えております。以上です。

○市川委員長 ほかにはありますか。副委員長。

○利根川副委員長 今の話のことなんですが、これから改修等を含めての分担金の問題。委託をしている人たちがその分担金を払えない状況というのが今、生まれてきているというふうにいる聞いているんですが、そういった場合どうするのかということ、それをちょっと今回の改正等を含めてお尋ねしたいんですが。

○市川委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

今、副委員長のほうから御質問いただきましたとおり、実際に、もう耕作をしていないと、自分では耕作してなくてよその方に任せているとそういった状況。あと高齢で、自分の土地なんだけれども賦課金が払えないという方も実際出てきているのは、現状、確かでございます。そのように土地改良区からも聞いております。ただ、今後、今の段階では、場合によってはなんだけれども、中間管理なんかで受けてもらっているところだと担い手さんが一部出しているところとか、そういったことも現状出ている状況でございますので、何でしょう、後継者、相続人の方がどうしても払えないということで未納になっているものが土地改良で結構あるというのも聞いているのも現状ではございますけれども、今後、担い手の方と話をして、中間管理事業の中でそういったことも検討していくような状況になるとは考えております。ただ、今すぐそのような状況が打開できるとはちょっと難しいのかなとは考えております。以上です。

○市川委員長 副委員長。

○利根川副委員長 実際に耕作していない方で、その改修に10万円かかると、担い手の方からそういう要求はされたんですが、本人自身は収入が少ないので払えないと。今の課長の話もそうだというふうに思うんですけど、これは中間管理集約のほうでやっている事業だと思うんですけどね。年間、田んぼを預けて、約米60キログラム、それに1万円。これでは、とてもじゃないけれども10万円を負担するということが自分自身ができないのは、もう明らかだというふうに思う

んですよね。ひとり暮らしですから、60キログラムあれば何とか1年間ぐらいもつか、なくてもあとは購入したほうがもっと安いという感じなものでね、こういう事例は、今、課長の話でも結構あると思うんですね。なるべく早くしないと、田んぼの、空き田んぼですか、これがもうどんどんできていってしまうという。そうなっていてもその管理費というのは払わなきゃなんないんですよね。それ自体が非常に負担になっている、重たくなっているというのが今の答弁でも現状だと思うんですが、これを県も含めて早急にどうしていくかというのは決めないとますます大変になってくると。結局、管理料を払えない方は、借金になって、金利がついてきて何万、何百万という形になっていくんだと思うんですけど、そこら辺の対策というのは現状ではどうなのか。今回の改正等を含めて、当然議論はされていると思うんですけど、その点についてお尋ねします。

○市川委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 お答えいたします。

ただいまおっしゃるとおり、確かにこの問題というのはもう既に何年も前から話し合ってきていることをごさいます。土地改良区のほうでも実際、賦課金の徴収というのは苦慮しているところをごさいます。言ってしまうと個人の財産だからということで、持っている者が払うのが当然だという理論で今まで来たんですけども、現段階ではそれがだんだん通らなくなってきた時代のごさいますので、県とも連携しまして今後早急に方法が、すぐに打開策が出るとは思いませんけれども、検討していきたいと考えております。以上です。

○市川委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○市川委員長 以上で議案第66号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第68号平成30年度牛久市一般会計補正予算（第2号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみを議題といたします。

議案第68号について、提案者の説明を求めます。環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 おはようございます。環境政策課、横瀬です。よろしく願いいたします。

それでは、議案第68号平成30年度牛久市一般会計補正予算（第2号）のうち、環境政策課所管分の補正につきまして、御説明させていただきます。

それでは、御手元の補正予算書の20ページ、21ページをごらんください。

上から3段目の款4衛生費項1保健衛生費目4環境衛生費におきまして、1,801万2,000円の増額補正を計上いたしております。内容といたしましては、21ページにごさいます0112バイオマスタウン構想を運用する事業での工事請負費298万1,000円ですけれども、こちらにつきましては、ことしの6月に龍ヶ崎労働基準監督署の立入検査におきまして、バイオディーゼルオイル製造過程での有機溶剤取り扱いのときに、有機溶剤の蒸気が発散することで作業者の健康に影響を及ぼす可能性があることと指摘されたことを受けまして、有機溶剤が外気に触れないようなタンクの改良と有機溶剤の蒸気発散源3カ所に局所排気装置を設置するための工事費となっております。

次に、償還金利子及び割引料の1,267万9,000円ですが、こちらはことしの4月に会計検査院による会計実地検査におきまして、平成27年度にGPP事業国庫補助金を活用して本庁舎に設置いたしました太陽光発電設備の中に本来補助対象外であります蓄電池設備が含まれていたことが指摘されたため、過分となった補助金1,267万9,000円を返還するものでございます。

次に、0114放射能対策を行う事業の235万2,000円について御説明いたします。こちらは、つつじが丘保育園で地上保管されておりました除染土を隣接地の保育園駐車場敷地へ埋設するための工事請負費231万2,000円と、埋設に当たって除染土を新しいフレコンバッグに入れかえるため、そのフレコンバッグ購入費として4万円を計上しております。

なお、今回の経費につきましては、環境省より放射線量低減対策緊急事業補助金の対象事業として内示をいただいておりますので、補正予算書の12ページ、13ページの上から3段目、款14国庫支出金項1国庫負担金目2衛生費国庫負担金の1保健衛生費負担金に、同じ放射線量低減対策緊急事業費補助金ということで同額を計上しております。以上が環境政策課の内容となります。

○市川委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 農業政策課、神戸です。よろしく願いいたします。

それでは、議案第68号平成30年度牛久市一般会計補正予算（第2号）のうち、当課所管の補正予算について、御説明させていただきます。

今回、補正いたしますのは、歳入3本、歳出4本でございますが、歳入、歳出同額のものでございまして、歳出減額補正を除きまして同額となりますので、歳出のほうから御説明させていただきたいと思っております。

補正予算書の22ページ、23ページをごらんください。

一番上ですね。款6農林水産業費項1農業費目3農業振興費節19負担金補助金及び交付金0102農業や漁業団体の活動を支援するのうち、農業次世代人材投資事業補助金337万5,000円。この事業は、新規就農者を対象に就農から最大5年間、経営支援としまして、個人新規就農者には年間150万円、夫婦の新規就農者には個人の1.5倍となる年間225万円を交付しているものです。この事業は国の100%補助事業となるため、同額の歳入の補正をしております。市の負担のほうはございません。今年度は、継続の1名のほかに、個人の新規就農者が3名、夫婦の新規就農者が1名ということで、その不足分、当初予算に上げていた分の不足分のほうを補正するものでございます。

続きまして、その下ですね。0102農地中間管理事業を推進する、茨城県機構集積協力金交付事業費補助金1,581万7,000円。この事業は、もうここ何年もやっている事業ですけれども、農地中間管理事業を活用して農地の集積に協力していただいた地域などを対象に交付しているものです。今年度は、新たに事業を実施した3地区、井ノ岡、奥原、正直地区を中心としまして、昨年度までに実施していただいた地区の追加分として協力金を交付するものです。こちらも国の100%補助となりまして、同額の歳入の補正をしております。

その下ですね。款6農林水産業費項1農業費目5農地費節19の負担金補助金及び交付金0101土地改良区の運営を支援する、こちらのほうの県営土地改良事業調査計画負担金、こちらのほう150万円の減額となります。この事業は、土浦市外の土浦市外十五ヶ町村土地改良区内の牛久、岡見結束地区約150ヘクタールにおいて、パイプライン等の老朽化対策のために県営基盤整備事業による調査計画を実施予定でありました。しかしながら、調査実施に必要なとなる地権者からの同意、90%以上というその同意が必要となるんですけれども、こちらのほうを得ることができませんでしたので、改良区の維持管理委員会で協議の結果、翌々年度以降に延期となります。現段階では実施時期は未定であるため、全額の150万円は、わかった時点でということで減額するものでございます。

続きまして、その下ですね。下の下になりますね。中段のほうですね。款6農林水産業費項1林業費目1林業振興費節23償還金利子及び割引料0102里山の再生を進める、償還金利子及び割引料179万5,000円となります。この事業は、茨城県の森林湖沼環境税を活用した身近なみどり整備事業費補助金を利用して、平成25年度に奥原地内の森林整備を実施いたしました。この事業の採択要件としまして、森林を適正に保全することが目的となるものですので、整備後10年間は土地の売買や地目の変更など土地の活用をすることができないこととなっております。しかしながら、土地の所有者から、このたび病気を患いまして10年間の森林保全が難しくなったということで、協定を解約したいと申し出がございました。現地のほうも私のほうで確認したところ、当然やって、今まではきちんとやっていたということでしたので、現地のほうを確認したところ、きちんと整備されておりました。しかしながら、本人の状況を見ても、確かに診断書等も提出いただきまして、難しいということで、県の補助金なので県のほうに相談したところ、過去に他市町村では協定書の解除をして補助金返還をしていた案件があるよということをお返事をいただきました。市としては、補助金を活用した森林のため、保全の継続、あとは、今後誰か後継者の方でやっていただける方ということで再三話し合いをしたんですけれども、現状としては難しいということでしたので、正規の手続きをとりまして、協定書の解除をしまして、加算金を含めた補助金を返還する手続きを進めるようにいたしました。こちらに関しましても、全額、土地の所有者が負担するため、市の持ち出しのほうはございません。農業政策課所管の補正予算の説明は以上となります。

○市川委員長 商工観光課長。

○大里商工観光課長 商工観光課所管の補正予算について御説明させていただきます。

補正予算書22、23ページをごらんください。上から3段目になります。

款7商工費項1商工費目2商工業振興費0107企業を誘致し進出希望企業を審査するの事業でございますが、積立金といたしまして3億8,887万円を計上いたしております。これは、先ほど牛久市企業誘致事業等推進基金条例の一部改正についての御説明でも申し上げましたとおり、平成27年度から平成29年度にかけて工場の新設及び倉庫の新設や増設などを行った企業6社、件数といたしましては7件に対しまして、平成31年度に交付する予定の企業誘致奨励金と同額を基金に積み立てるものでございます。以上でございます。

○市川委員長 空家対策課長。

○柴田空家対策課長 おはようございます。空家対策課の柴田です。よろしくお願いいたします。

私のほうから、空家対策課所管の補正の内容を御説明させていただきます。

歳出でございますが、22、23ページ、イになります。一番下になります。

款8土木費項4都市計画費目、都市計画総務費の0106空き家の適正管理及び有効活用を促進するについてでございます。こちら、工事請負費としまして800万円を補正いたします。こちらについては、市内の管理不全空き家で、所有者及び相続者、これが不存在の空き家で、かつ現在、保安上の危険性、周辺への生活環境を著しく脅かしている特定空き家等2物件に対して、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条10項の規定に沿った措置を実施するために計上するものでございます。以上でございます。

○市川委員長 道路整備課長。

○藤木道路整備課長 おはようございます。道路整備課、藤木です。よろしくお願いいたします。

私のほうから、道路整備課所管の内容につきまして御説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、12、13ページをごらんください。中段になります。

款14国庫支出金項2国庫補助金目5土木費国庫補助金節2道路橋梁費補助金の社会資本整備総合交付金（防災安全交付金）（補修系）についてでございます。こちらは、橋梁関係のほうの補助金でございますが、当初予定していた金額より多くの交付金の内示を受けたことから、330万円を増額計上させていただくものでございます。

続きまして、歳出になります。22、23ページをごらんください。下から2段目になります。

款8土木費項2道路橋梁費目2道路維持費の0103道路照明等を維持管理する事業につきましては、道路照明の電気料に不足が生じたため195万5,000円の増額補正をさせていただくものでございます。

次に、その下、0106橋梁を維持管理する事業につきましては、先ほど歳入のほうでも御説明いたしました、当初予定していた予算額を超える内示があったこと及び橋梁点検委託の契約差金によりまして交付金に余剰金が発生したため、県のほうとも協議をいたしまして、来年度から予定していた橋梁の修繕の設計及び修繕工事を前倒しして実施をするため、委託料から工事費への予算の組み替えをするとともに1,000万円の増額補正をさせていただくものでございます。以上です。

○市川委員長 下水道課長。

○野島下水道課長 おはようございます。下水道課、野島でございます。よろしくお願いいたします。

下水道課所管の内容について御説明をいたします。

4ページをごらんください。

第2表繰越明許費でございます。款8土木費項3河川費の結束川の拡幅をするにおきまして、河川占有者と協議調整等に時間を要しまして、年度内に完了できない可能性がございます。そのため、平成31年度に繰り越しをさせていただくものでございます。以上でございます。

○市川委員長 これより議案第68号に対する質疑及び意見を行います。

質疑及び意見のある方は御発言願います。長田委員。

○長田委員 21ページのバイオマスタウン構想を運用するの中についての質問です。0112の23ですね。会計検査院の指摘により返還の部分だと思うんですけども、残念なことに返還することになってしまったというのは理解をいたしました。この金額を返すことになって、市で負担することになると思うんですけども、それをしてでもメリットがある部分といたしますか、その辺について詳細をお伺いいたします。

○市川委員長 環境経済部次長。

○梶 環境経済部次長 議会の全員協議会での御説明で一部、説明するために省いちゃった部分があるので、その辺ちょっと説明させていただきたいと思えます。

実は、この会議室のそこについている特定分電盤があるんですが、こちらのほうが災害のときに災害対策本部になるということで、ここへの電気を確保するためにつけたのがこのバッテリーです。それで、このバッテリーからの電気がこちらに来まして、コンセントとかあとはコンセントを通してコピー機とかあとはパソコンとかそういったものが使えるような設備になっています。そこで確保したのが15キロワットということになります。これは、第1災害対策本部である保健センターのほうで用意したバッテリーと同じ容量のものになります。それ以外にこの工事で、本庁舎の東側になるんですが電気自動車リーフが繋げる給電設備があるんですけども、あれが逆流できるようになっておりまして、20キロワットの電力がそこでも確保できるようになっています。それもこちらに入ってきて、災害対策本部の電気ということになります。そういう切りかえのスイッチがついているのがそちらになります。

それ以外に、今回の返還については、大変申しわけない状態になってしまったんですが、一応私どもとしましても会計検査院のほうまで赴きまして御説明をさせていただいて、その上での結果ということなので、真摯に受けとめたいという結論に至りました。よろしく願います。

○市川委員長 長田委員。

○長田委員 確認なんですけれども、交付を受けられなかったとしても必要であったという認識でよろしいですか。

○市川委員長 環境経済部次長。

○梶 環境経済部次長 こちらの事業のそもそもの応募の内容が「環境にやさしく災害に強いまちづくり」ということで、そのキャッチフレーズで応募をさせていただいたもので、各施設、三日月橋、奥野の生涯学習センター、それとこちら、それからペレットの製造機、製造施設という4つのところに太陽光をつけさせていただいたんですが、それについても災害時に電気が使えるような形で、ペレットの製造施設は別ものにしましても、三日月と奥野については災害の避難所というか災害関連施設という認定を受けていますので、そちらのほうに電力を確保するという形でやらせていただいています。

結果的に、先ほどの御質問の内容ですが、牛久市としては、当時の計画では欲しいという形でやらさせていただいたものです。以上です。

○市川委員長 甲斐委員。

○甲斐委員 よろしくをお願いします。

23ページなんですけれども、土木費、都市計画費の工事請負費なんですけれども、空き家の適正管理及び有効活用を推進する800万円2件ということでしたけれども、特定空き家は今後どれぐらいこういう計上を見込んでいるのか、ちょっと確認を、質問をさせてください。

○市川委員長 空家対策課長。

○柴田空家対策課長 お答えいたします。

現在、こちら今回措置を行おうとしている空き家に関しては、所有者あるいは相続者、これいろいろ手を尽くして調べ尽くしたんですが、いろいろ相続放棄等も含めましてもう誰もいないという物件でございます。こちらは、今わかっているだけでも10件近くはございます。そのほか、所有者がおりましても適正に管理されていないということで、昨年度、特定空き家に認定したものが8物件ございます。所有者がいる特定空き家とないものについて、これをどうやってやっていくかと。いないものについては、もうやりようがないと。だから、これを市として方向性をどういうふうに位置づけしていくのかということになりますので、地域の現状を見ながら、あと場所も見ながら進めていければとは考えております。一応、どのぐらいの件数になるのかというのがちょっと予測というのは難しいのは難しいと思うんですが、やはり少子高齢化になって家は今までどおりあるということになれば、ふえていくのかなとは考えてはおります。以上です。

○市川委員長 甲斐委員。

○甲斐委員 現行では10件と、改めて認定の8件の18件という認識でよかったですかね。

○市川委員長 空家対策課長。

○柴田空家対策課長 所有者がいるものについての特定空き家は、今8件認定しております。それから、今回認定した2件、これが所有者不存在のものであって、まだそのほかにあるものについては状態等もよろしいものもあるのはありますが、そういうところをどういうふうにこれから管理されていないものやっていくというのがこれから方向づけしていかなければいけないということです。特定空き家としては、今、市内10件ということです。

○市川委員長 ほかにありますか。黒木委員。

○黒木委員 つつじが丘のフレコンバッグですね。あそこずっと気になっていたのを今回地中に埋めていただくということになって、本当に子供たちのやはり小さい体というのは少しの被曝でかなり影響するということもありますし、きのうも福島のほうから何かお年寄りがことしのキノコを食べて内部被曝を起きたんだよみたいなことを情報として入っていますし、イノシシが解体してみたらがんが体内に全部発生していたというようなことも福島のほうから情報として入ってきているんでね、そういうことをすごく心配していたんですが、しっかりといつも梶次長が細かいことまで配慮していただいて、地下水もあそこには通っていないということだったんですごくよろしいかなと思って、地下水にもシウム等が流出したときに大変心配かなというふうに、あの周辺の人でも何人か井戸水だという人もいるので。そうしますと、小さい子供たちの今、小学校、保育園、幼稚園というようなところで、フレコンバッグがあのようにブルーシートでかぶさ

れた状態で保管されているというところは、今、あるのかなのかその辺についてお伺いしたい
と思います。

○市川委員長 環境経済部次長。

○梶 環境経済部次長 まず、お褒めいただきありがとうございます。

あそこの94袋につきましては、当初120袋ありまして、以前こちらの常任委員会でも御質問があったとおり、公園除染の最後のころなんです、25袋、各3カ所の公園のほうへ地元
の了解を得て埋めさせていただいた経緯がございます。今、最終的に残ったのが94ということで、
あれで一応、以前もお話しているんですけども、除染はあれで終了している形になってしまう
ので、ここまで交渉が延びてしまったということになります。今回、昨年なんです、環境省
の本省のほうからも担当の課長補佐だったかな、来ていただいて、市長、副市長とも面談して
いただいて、こちらの思いも伝えさせていただいて、そういう繰り返しでやっと、補助の枠の外な
んですけども、補助として認めていただけるという形になりました。担当として最初から除染
とか携わってきた私としては大変うれしい限り、これで最後だなという思いはあります。

ただ、先ほどの御質問にありましたほかに外に出ているものがあるかというお話につきましては、
市内にはもうございません。以上です。

○市川委員長 ほかにありますか。副委員長。

○利根川副委員長 償還金及び利子ですね。21ページのGPPのやつですね。これ環境省の補
助金だと思うんですが、環境省の基準に沿った形で提出をしてその補助金が認められたんでは
ないかと思うんですけど、それが会計監査にひっかかっているのはどうも解せないところで、
そこら辺の会計検査の指摘とそれと環境省の見解ですか、についてお尋ねします。

○市川委員長 環境経済部次長。

○梶 環境経済部次長 先ほども申し上げましたとおり、4月の会計検査のときから会計検査院
とはやりとりをやらしていただいているんですが、まず、会計検査院のほうの見解としては、充
電池の使用について、使用した経緯がないだろうというような御指摘をいただいています。デー
タを調べた結果、1例のみですがそこへ電気が行っているという事実がきちんと証明ができて
、システム上は成り立っているというのはお認めいただいています。もともとの補助金の応募
の要件の中にある、まず、本庁にある10キロワットとそれから分庁に載っている40キロワッ
ト、両方合わせて目標値が87トンだったと思うんですけども、二酸化炭素の年間の削減量が、
失礼しました。27トンですね。ごめんなさい。27トンの目標値に対しまして実績値で30ト
ンの実績が上がっている。このシステム上は、システム自体がお認めいただけるのであれば、そ
のシステムに付随してつけたバッテリーについても認めてほしいというお願いを繰り返してきた
んですけども、最終的には認められないという判断がございました。環境省のほうのコメントと
しても遺憾であるというコメントが出ています。先ほど、牛久市としては、指摘をそのまま真摯
に受けとめるという結論に至りました。以上です。

○市川委員長 副委員長。

○利根川副委員長 基本的には、防災ということが入っているの。この補助金の中にね、防災と

いう条項が入っているのか。もし防災という項目が入っていれば、災害がなければ使わないというのはこれは当然のことだと思うんですが、そこら辺の環境省とその会計検査のほうの整合性ですか、そういう方向で補助金をもらってやったものに、全体的なことを考えないで1点だけ取り上げてそういう返還というのはちょっと解せないんですけれども、その点についてもう一度お願いします。

○市川委員長 環境経済部次長。

○梶 環境経済部次長 正直、私も同じことを言いました。そういうお話をさせていただいた上での会計検査院の結論です。たくさん言いたいことはあるんですけれども、ただ、議論は尽くしたと私は思っています。実際に会計検査院の担当の方と副長という方、もう1つ上の方ともお話をさせていただいて、資料も持って行って図面とかデータとか見せて、その上での結論ですのでそれを真摯に受けとめたいというふうに考えます。以上です。

○市川委員長 副委員長。

○利根川副委員長 それについて、会計検査院に対して不服申請というのはいないんですか。

○市川委員長 環境経済部次長。

○梶 環境経済部次長 不服というか、お金をいただいているところ、国の外部機関であれすけれども、外部機関での審査ですので、その審査の中でそういった結論が出た以上、いただいているほうとしてはお返するのが筋ではないかと私は思います。以上です。

○市川委員長 副委員長。

○利根川副委員長 済みません。一つ一つになって。空き家対策のほうなんですけど、これ2棟解体ということですけど、中にあるもの、業者に全て現状のまま解体させるのかどうか、それとも何らかの形で中のものを確認しながら解体業者に渡すのかどうか、ちょっと確認したいんですが。

○市川委員長 空家対策課長。

○柴田空家対策課長 御質問にお答えいたします。

中、動産等がございます。一旦入って確認をいたしております。こちら、やはり残しておかなければいけないものも、民法の中で動産の扱いについては触れてはいないんですが、他市町村での事例をいろいろ見ますと、やはり大事なもの等はある程度の期間を保管するというものをしていそうなので、こちらは分けながら行いたいと考えております。

○市川委員長 副委員長。

○利根川副委員長 それも解体業者に任せるの。

○柴田空家対策課長 解体のほうについては事業者のほうにお願いいたしますが、分けながらやってもらうような形を考えております。（「分けるのは誰がやるの」の声あり）分けるのについては、私どももこちらのほうも立ち会いいたしますので、見ながらやりたいと考えております。

○市川委員長 副委員長。

○利根川副委員長 解体をするときに、全てそのまま解体するものと必要なものを取り出して解体するのでは、相当費用が違ってきますよね。今回2件だと1件400万円ぐらいですか。解体

業者は大体その程度、これは産廃関係等も含めてその金額になると思うんですが、少しでも解体費用を安くするというには、中にあるものをそれなりにこちらで処分をすると解体費用がぐっと安くなるというふうに聞いているんですが、一番安くて平家の一軒家で20万円ぐらいというような話も聞いてはいるんですが、その点の調査、またそれなりの検討はされたのかどうかちょっと聞きたいんですが。

○市川委員長 空家対策課長。

○柴田空家対策課長 中についての、物についての調査、これから中の家屋調査等も行っていくことを今、検討というか始めようと考えておりますので、やはり、概算でちょっと出してはいるんですが、費用のかからない方法をとりたいと考えておりますので、なるだけそういう形で進めたいと考えております。以上です。

○市川委員長 副委員長。

○利根川副委員長 細かな話ですけど、例えば畳だとかアルミサッシだとかこういったものを取り外すと、またそれ以上に安くなるというようなことも言われております。あとは、家財道具ですね。これの片づけも非常に大変だ。中に入っているものも含めてね。だから、どの程度まで市のほうでやろうと考えているのかちょっと確認したいんですが。

○市川委員長 空家対策課長。

○柴田空家対策課長 中に入っている動産については、何が入っているかもちょっとまだわかっていない状況なんですけど、大切な例えば預貯金とかお金とか出てくる可能性もあります。そういうものは保管はするような形ですが、普通一般の見て使えないようなものについては、全部処分という形で考えてはおります。（「それはどこがやるの」の声あり）こちらは私どものほうで入って進めていきます。

○市川委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○市川委員長 以上で議案第68号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第70号平成30年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第70号について、提案者の説明を求めます。下水道課長。

○野島下水道課長 下水道課、野島です。よろしく願いいたします。

議案第70号平成30年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容につきまして御説明いたします。

まず、6ページ、7ページをごらんください。

歳出になります。

一番上の欄、款1下水道事業費項2下水道建設費目1公共下水道（汚水）建設事業費こちらの0101公共下水道（汚水）建設事業費職員給与関係経費、こちらにおきまして、職員の異動等に伴いまして、当初予算で計上していた額では不足するため365万円を増額補正するものです。

そちらの財源といたしまして、下の欄、款2公債費項1公債費目2利子0101下水道債償還

利子におきまして、金利が当初見込みより低かったことなどから365万円を減額し、先ほど御説明しました不足する職員給与関係経費への組み替えをするものでございます。

続きまして、3ページをごらんください。

第2表繰越明許費でございますが、款1下水道事業費項1下水道管理費におきまして2事業、項2下水道建設費におきまして7事業の合計9事業につきまして、設計の精査、国交省や茨城県など関係機関との協議、上水道管など地下埋設物の移設交渉などに時間を要し、年度内に完了できない可能性がございますので、平成30年度に繰り越しをさせていただくものでございます。

(「平成30年度、31年度じゃない」の声あり)失礼いたしました。平成31年度に繰り越しをさせていただくものです。以上でございます。

○市川委員長 これより議案第70号に対する質疑及び意見を行います。

質疑及び意見のある方は御発言願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○市川委員長 以上で執行部提出議案に対する質疑及び意見は終了いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○市川委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより付託されました案件につきまして、順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第64号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○市川委員長 挙手全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○市川委員長 挙手全員であります。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○市川委員長 挙手多数であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○市川委員長 挙手全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○市川委員長 御異議なしと認めます。

よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時08分閉会